【規程番号　行法Ⅷ－003】

学校法人行吉学園資産運用基準

（目　的）

第１条　この基準は、学校法人行吉学園資産運用規程に基づき、運用方針等について定め、資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

（運用方針）

第２条　運用方針を次のとおりとする。

（1）安全性を重視し、流動性及び収益性の観点を考慮して運用商品を選定する。

（2）長期的に安定した収益を目指すとともに、短期的にも収益の増大を図る。

（3）運用状況を常に把握・分析し、経営環境、市況環境等の変化に対応する。

（運用対象）

第３条　運用資産の対象は、次のとおりとする。

（1）預貯金

（2）有価証券

ア．日本国債

イ．地方債

ウ．政府保証債

エ．財投機関債

オ．金融債

カ．事業債

キ．外債

ク．投資信託

ケ．貸付信託

コ．金銭信託

（3）その他理事会において承認を得たもの。

（運用基準と制限）

第４条　運用資産の基準は、次のとおりとする。

預貯金を預け入れる金融機関や運用対象の債券類に付与されている格付は、信頼性の高い格付機関のものを対象とする。

（1）格付機関は、次の機関を採用する。

①格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）

②日本格付研究所（ＪＣＲ）

③ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）

④スタンダード・アンド・プアーズ（Ｓ＆Ｐ）

（2）年限基準は、30 年以内とする。ただし、劣後債（永久劣後債を含む）は初回期限前償還（ファーストコール）日までの期間を対象年限とする。

(3) 取得基準は、第 1 号に定める格付機関のいずれかがＡ（シングルＡ）格以上のものとする。

(4) 保有基準は、第 1 号に定める格付機関のいずれかがＢＢＢ（トリプルＢ）格以上のものとする。

2　有価証券については、運用資産に占める割合を 50%以内とする。また、同一銘柄への投資は、額面で日本国債 30 億円、その他 5 億円を限度とする。

（預託金融機関の調査）

第５条　財務企画部長は、預託金融機関の健全性把握のため、次の基本的情報を収集し、常任理事会に報告するものとする。

(1) 預託金融機関が行う公開情報

(2) 参考指標として収集する情報

①格付と格付変更時の格付機関のレポート

②株価の推移

（基準の改廃）

第６条　この基準の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この基準は、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）